

一 般 競 争 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和 7 年 5 月 2 1 日

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長 麻原 きよみ

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

令和 7 年度プロジェクター等機器一式

(2) 納入期限

令和 7 年 9 月 2 日 (火)

(3) 納入場所

大分県立看護科学大学 大分市大字廻栖野 2 9 4 4 - 9

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

公立大学法人大分県立看護科学大学 事務局財務グループ

〒870-1201 大分市大字廻栖野 2944-9 電話 097-586-4300

3 契約条項を示す場所及び日時

公立大学法人大分県立看護科学大学ホームページ上に令和 7 年 6 月 6 日 (金) まで
入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) この調達に係る仕様書に基づき、事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) この公告の日から下記に掲げる入札日までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 5 入札参加申請の期限
令和 7 年 6 月 4 日（水）
- 6 入札、開札の日時及び場所
日 時 令和 7 年 6 月 6 日（金） 午前 10 時 00 分
場 所 大分県立看護科学大学
大分県大分市大字廻栖野 2944-9
- 7 公立大学法人大分県立看護科学大学契約事務規程の適用
入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、公立大学法人大分県立看護科学大学契約事務規程を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。
- 8 入札保証金に関する事項
見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。
- （1）保険会社との間に公立大学法人大分県立看護科学大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - （2）過去 2 年間に国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 9 入札の方法
- （1）入札しようとする者は、入札書を作成し、指定の日時までに指定の場所に持参しなければならない。
 - （2）入札に関する行為を代理人に委任しようとする者は、当該入札に関する委任状を入札前に提出しなければならない。

- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 0.01 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札に際しては、入札書と併せて機器の明細を示す入札金額内訳書（様式自由）を提出すること。
- (5) 入札回数は原則として 2 回までとし、落札者がいない場合は随意契約に移行するものとする。

10 入札の取消し、延期等

天災その他やむを得ない理由により公正な入札が行われないと認められるとき、又は入札に参加する者が入札に関する条件に違反したときは、当該入札を延期し、若しくは取り消し、又は開札を延期することがある。

11 入札の無効

次の事項に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者、又はその金額に不足のある者のした入札
- (4) 同一の入札について 2 以上の入札をした者のした入札
- (5) 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (8) 郵便による入札
- (9) 入札参加条件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
- (10) 入札金額内訳書の提出がない入札
- (11) 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、直ちに口頭で通知する。

13 最低制限価格

設定しない。

14 契約保証金に関する事項

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に公立大学法人大分県立看護科学大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年間に国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。